

令和5年度建築物石綿含有建材調査者 講習（一般）の開催予定について

建設業労働災害防止協会茨城県支部では、標記講習について、令和5年度は6回の開催を予定しています。

- ① 4月13日（木）、14日（金）
- ② 6月22日（木）、23日（金）
- ③ 8月21日（月）、22日（火）
- ④ 10月12日（木）、13日（金）
- ⑤ 12月 7日（木）、 8日（金）
- ⑥ 2月 8日（木）、 9日（金）（令和6年）

*会場はいずれも、茨城県建設技術研修センター（水戸市青柳）

建築物の解体工事を行う際には、使用されている建材に石綿が含有しているかどうかの事前調査が必要であり、さらに令和5年10月からは、有資格者（石綿含有建材調査者講習修了者等）が事前調査を行うことが義務付けられます。

また、建築物の改修工事等についても、事前調査（有資格者による調査）が必要です。

これらの作業を行う事業所にあっては、早めに有資格者を確保することが望ましいとされています。

この講習の詳しい内容や受講資格、具体の申し込み手続きなどについては、[「こちら」](#)をご覧ください。